

## 「石川県固定資産台帳整備等支援業務」企画提案書の募集について (募集要項)

石川県では、これまで、決算統計数値等を活用した「総務省方式改訂モデル」による財務書類を作成してきましたが、今後は、総務省が要請する地方公会計制度の統一的な基準（以下「統一的基準」という。）に基づき、固定資産台帳の整備及び複式簿記への対応を進めることとしています。

特に、固定資産台帳を新たに整備するにあたっては、本県が保有する膨大な資産について、効率よく調査・整理する必要があることから、地方公会計制度に関する専門的な知識や経験を有する事業者に、統一的基準による固定資産台帳整備の支援業務を委託したいと考えております。

そこで、当該支援業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集します。

### 1 業務の概要

#### (1) 委託業務名

石川県固定資産台帳整備等支援業務

#### (2) 委託期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

#### (3) 委託業務の内容

別紙1「石川県固定資産台帳整備等支援業務仕様書」のとおりとします。

#### (4) 委託予定上限額

6,000千円以内（消費税及び地方消費税相当分含む）

### 2 応募参加資格・条件

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 庁内各所属との迅速かつ綿密な連絡調整を図るため、石川県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
  - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支

- 店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。以下同じ。)である者
- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 過去に地方公共団体での類似する業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 参加申込及び企画提案書の提出

企画提案への参加申込事業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- (1) 企画提案参加申込書(様式1) 1部
- (2) 企画提案書等(下記それぞれ8部提出してください。)
  - ① 企画提案書(様式2)
  - ② 経費見積書(様式3)
  - ③ 会社概要(法人名、代表者名、所在地、設立年月日、従業員数などについて記載されたもの。様式任意。)
  - ④ 類似業務の実績が分かるもの(様式任意。)
- (3) 提出期限  
平成27年7月28日(火)午後5時(必着)
- (4) 提出方法  
郵送又は持参により提出してください。
- (5) 提出先  
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部財政課 担当: 森、宮嶋
- (6) 質問及び回答  
質問がある場合は、平成27年7月21日(火)までに、所定の質問書(様式4)に質問の要旨を簡潔に記入し、石川県総務部財政課まで電子メールで送信してください。(メールアドレス: [zaisei@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:zaisei@pref.ishikawa.lg.jp))  
メールのタイトルは「固定資産台帳整備支援業務質問書」としてください。  
なお、電子メール以外での質問は受け付けません。  
また、質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、石川県総務部財政課のホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zaisei/>)に掲載します。

### 4 委託事業者の選定方法

(1) 選定方法

提出された企画提案書等の内容を基に、下記(2)の選定基準により書面審査し、総合的に最も優れた提案をした事業者を最優秀企画提案者として選定します。

なお、提出された企画提案について、各事業者に対し、内容の確認や聞き取りを実施することがあります。

(2) 選定基準(詳細は別紙2参照)

- ① 業務への知識や理解、実績
- ② 業務の遂行体制
- ③ 提案内容の具体性・効果性
- ④ 見積金額

(3) 企画提案の採否

選考結果については、企画提案を行った全事業者に対して、書面にて通知します。

(4) 契約

選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と契約内容について協議・調整を行ったうえで、業務委託契約を締結するものとします。

なお、最優秀企画提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議・調整が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者と契約を締結するものとします。

## 5 その他

(1) この企画提案の参加に必要な経費は、参加申込事業者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとします。

- ① 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は認めません。
- ② 提出書類の返却はしません。
- ③ 提出書類はこの企画提案以外の目的で使用せず、また、提案事業者に無断で公表しません。
- ④ この企画提案の実施に必要な範囲で提出書類を複写することがあります。

(3) 次に掲げる提案は無効とします。

- ① 企画提案書等に虚偽の記載があるもの
- ② 所定の日時、場所に提出しなかったもの
- ③ その他、本要項に示す条件、指示事項に違反したもの

(4) 本県が所有する固定資産の管理状況等については、別紙3を参照してください。